（3）C（料金表示額・記入様式）

一般貨物自動車運送事業貸切運賃料金

1.平成11年3月26日自貨第39号通達に基づき公示された運賃に係る範囲(課税事業者用)の上限運賃料金表
2.平成29年8月4日国土交通省告示741号「標準貨物自動車運送約款」の改正に伴う運賃料金表(「積込料」「取卸料」「待機時間料」)

貸切運賃に係る範囲(課税事業者用)

Ⅰ．距離制運賃に係る範囲　関東運輸局

(単位:円)

車種別 / キロ程	1トン車まで	2トン車まで	3トン車まで	4トン車まで	5トン車まで	6トン車まで	8トン車まで	10トン車まで	12トン車まで	14トン車まで	14トン車を超え2トンを増す車輛までごとに
10kmまで	5,710	8,140	9,700	11,050	12,470	13,810					
20 〃	9,430	13,020	13,940	14,880	16,460	18,070	20,420	22,720	23,410	25,810	2,400
30 〃	12,890	15,190	16,240	17,320	19,160	21,040	23,750	26,350	27,250	29,700	2,450
40 〃	14,650	17,330	18,490	19,740	21,840	24,000	27,080	30,080	31,060	33,600	2,540
50 〃	16,990	19,450	20,780	22,180	24,540	26,940	30,410	33,790	34,880	37,490	2,600
60 〃	19,320	21,590	23,050	24,600	27,250	29,900	33,760	37,460	38,690	41,470	2,780
70 〃	21,400	23,700	25,330	27,040	29,930	32,860	37,090	41,160	42,540	45,480	2,940
80 〃	23,290	25,850	27,610	29,460	32,640	35,800	40,430	44,880	46,360	49,500	3,140
90 〃	25,200	27,980	29,900	31,880	35,300	38,760	43,750	48,550	50,170	53,500	3,320
100 〃	27,250	30,120	32,170	34,320	38,000	41,710	47,090	52,020	54,000	57,530	3,530
110 〃	28,420	31,430	33,580	35,810	39,670	43,550	49,140	54,480	56,360	60,130	3,770
120 〃	29,590	32,740	34,980	37,340	41,330	45,370	51,200	56,720	58,730	62,770	4,040
130 〃	30,770	34,080	36,370	38,840	43,010	47,200	53,280	59,000	61,090	65,350	4,260
140 〃	31,930	35,390	37,780	40,340	44,660	49,030	55,340	61,340	63,470	67,970	4,500
150 〃	33,120	36,710	39,180	41,860	46,340	50,870	57,400	63,680	65,830	70,570	4,740
160 〃	34,280	38,000	40,580	43,360	48,000	52,690	59,460	66,000	68,210	73,260	5,050
170 〃	35,460	39,320	41,980	44,860	49,680	54,500	61,560	68,340	70,580	75,950	5,360
180 〃	36,620	40,640	43,370	46,380	51,340	56,350	63,610	70,670	72,950	78,610	5,660
190 〃	37,810	41,950	44,770	47,890	53,000	58,180	65,680	72,980	75,310	81,070	5,760
200 〃	38,990	43,270	46,190	49,390	54,660	60,000	67,740	75,320	77,690	84,050	6,360
200kmを超500kmまで20kmまでを増すごとに	2,090	2,320	2,470	2,640	2,930	3,230	3,640	4,040	4,180	4,730	550
500kmを超え50kmまでを増すごとに	5,240	5,820	6,200	6,640	7,340	8,050	9,060	10,100	10,430	11,620	1,190

Ⅱ．時間制運賃に係る範囲

(単位:円)

種別		車種別	1トン車まで	2トン車まで	3トン車まで	4トン車まで	5トン車まで	6トン車まで	8トン車まで	10トン車まで	12トン車まで	14トン車まで	14トン車を超え2トンを増す車輛までごとに
基礎額	8時間制	基礎走行キロ 3トン車まで80キロメートル 3トン車を超えるもの100キロメートル	円 25,620	円 28,440	円 30,360	円 33,520	円 37,120	円 39,520	円 43,560	円 47,600	円 52,030	円 56,480	円 4,450
	4時間制	基礎走行キロ 3トン車まで40キロメートル 3トン車を超えるもの50キロメートル	15,380	16,940	18,160	20,110	21,380	22,570	25,420	27,850	30,250	32,680	2,420
加算額		基礎走行キロを超えるものは、10キロメートルまでを増すごとに	540	560	580	600	610	620	700	760	770	800	40
		基礎作業時間を超える場合は、1時間までを増やすごとに［4時間制の場合であって、午前から午後にわたる場合は、正午から起算した時間により加算額を計算します。］	2,590	2,800	3,000	3,190	3,370	3,660	4,090	4,540	4,800	5,260	460

Ⅲ．料金に係る範囲

1．積込料及び取卸料について

1時間ごとに	円

2．待機時間料について

30分を超える場合において30分までごとに	円

※．積込料及び取卸料、待機時間料についての「時間外勤務」、「深夜勤務」、「休日勤務」の取扱い

(時間外勤務)
・就業規則に定める正規の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務時間1時間につき、100分の125の割合を乗じた「時間外勤務手当」を収受します。

所定の時間外勤務時間数　×　　円　×　1.25

(深夜勤務)
・午後10時から翌日5時までの勤務した時間につき、勤務1時間あたり100分の150の割合を乗じた「深夜勤務手当」を収受します。

午後10時から午前5時までの時間　×　　円　×　1.5

(休日勤務)
・日曜祝祭日及びそれにまたがる時間については、法定休日の場合は勤務時間1時間につき、100分の135の割合、それ以外の休日の場合は、100分の125を乗じた「休日勤務手当」を収受します。

・法定の休日勤務した時間　×　　円　×　1.35
・それ以外の休日　×　　円　×　1.25

3．地区割増料

車種別 / 地域	1トン車まで	2トン車まで	3トン車まで	4トン車まで	5トン車まで	6トン車まで	8トン車まで	10トン車まで	12トン車まで
東京都特別区 大阪市	円 870	円 980	円 980	円 1,040	円 1,140	円 1,240	円 1,330	円 1,450	円 1,530
[illegible]	570	570	570	680	680	780	870	870	980

Ⅳ．運賃割増率

1．品目割増

項目	内訳	
易損品	1．レントゲン機械、電子計算機等精密機器及びその部品 2．宮、みこし、仏壇、神仏像 3．ピアノ、その他楽器類及びその部品又は附属品 4．度量衡器及びその部品	3[illegible] 約[illegible]
危険品	1．高圧ガス取締法に定める品目 2．消防法に定める品目 3．毒物及び劇物取締法に定める品目	2[illegible] 束 定 5[illegible] 束
	4．火薬類取締法に定める品目 5．放射性物質及びこれに類するもの	1C[illegible] 約[illegible]
特殊物件	1．引越荷物、生きた動物、鮮魚介類 2．屍体	
汚わい品	生さなぎ、骨の類、ぼうこう、あま皮、うろこ、内臓、塵芥等の廃棄物、し尿	4　割
貴重品、高価品	貨幣、証券類、貴金属その他高価品で貨物自動車運送約款第9条第1項に掲げる貨物	5割以上の臨時の約束による。

2．特大品割増

1個の長さが荷台の長さにその長さの1割を加えたもの、重量1トン又は容積5立方メートル以上のもの及び積載した状態において車両の高さが3.8メートル以上又は長さが12メートル以上となるもの。	3割以上の臨時の約束による。

3．特殊車両割増

冷蔵車・コンクリートミキサー車	2　割
冷凍車	3　割

4．悪路割増

道路法による道路及びその他の一般交通の用に供する場所ならびに自動車道以外の場所に限る。	3　割

5．冬期割増

内訳	期間	割増率
北海道	自 11月16日 至 4月15日	2　割
青森県・秋田県・山形県・新潟県・長野県・富山県・石川県・福井県・鳥取県・島根県の全県 **岩手県のうち**、北上市・久慈市・遠野市・二戸市・九戸郡・二戸郡・上閉伊郡・下閉伊郡・岩手郡・和賀郡 **福島県のうち**、会津若松市・喜多方市・南会津郡・北会津郡・耶麻郡・大沼郡・河沼郡 **岐阜県のうち**、高山市・大野郡・吉城郡・益田郡・郡上郡	自 12月1日 至 3月31日	

6．休日割増

日曜祝祭日に運送した距離に限る。	2　割

7．深夜・早朝割増

午後10時から午前5時までに運送した距離	3　割

Ⅴ．消費税及び地方消費税の加算(免税対象となる取引は除く。)

運賃料金総額×消費税法等に基づく税率

Ⅵ．貸切運賃料金適用方

(1)．距離制運賃料金適用方

(適用区域)
1．この運賃及び料金は、一般貨物自動車運送事業者が車両を貸切って許可を受けた自己の営業区域内に発地又は着地が存する貨物を運送する場合に適用します。
(特殊運賃との関係)
2．この運賃及び料金は、特殊な貨物の運送、特殊車両を使用する運送等であって、別途これらに関する運賃及び料金を届出した場合には適用しません。

(運賃料金計算の基本)
3．[illegible]

見本

14．[illegible]
冬期割増区間の運送距離に対応する基準運賃×0.2
(休日割増)
15．日曜祝祭日及びそれにまたがる運送については、次の式により算出した金額を加算します。
日曜祝祭日に運送した運送距離に対応する基準運賃×0.2
(深夜・早朝割増)
16．深夜・早朝割増の適用時間(午後10時から午前5時まで)に行われる運送については、次の式により算出した金額を加算します。
深夜・早朝割増適用時間に運送した運送距離に対応する基準運賃×0.3
(長期契約割引)
17．3ヵ月以上にわたる契約(文書をもって運送契約を締結したものに限ります。)により、継続かつ反復して運送される貨物(1回の運送距離が200キロメートルをこえるものに限ります。)については、基準運賃に対して15%以内の割引率を適用することができます。
(往復貨物の割引)
18．1個の契約で、同一の車両により通常の車両回送の範囲内において往復貨物の運送(それぞれ100キロメートル以上の運送に限ります。)を行う場合であって、次の(1)又は(2)のときには往路及び復路の基準運賃について、それぞれ20%以内の割引率を適用することができます。ただし、長期契約割引が適用される場合は、適用しません。
(1)往路及び復路の貨物が同一荷主のものである場合
(2)往路の荷主が復路の貨物をあっせんし、その運賃料金の支払いについて連帯責任を負う場合
(積込料及び取卸料について)
19-1．荷送人又は荷受人の依頼により貨物の積込み又は取卸しを引き受けた場合には積込料又は取卸料を収受します。
(1)車上における貨物の積み付けであって、シート、ロープなど通常備えている積付用品による作業は当店の負担において行います。
(2)作業員を複数配置した場合には、人数と作業時間に応じて収受します。
(3)積込み又は取卸し作業の際に荷役機械及び副資材を使用した場合等には別途実費を収受します。
(待機時間料について)
19-2．車両が貨物の発地又は着地に到着後、荷送人又は荷受人の責により待機した時間(荷送人又は荷受人が貨物の積込み若しくは取卸し又は附帯業務を行う場合における待機した時間を含む。)に応じて待機時間料を収受します。ただし、1回の運送において2箇所以上で待機が発生する場合は、それぞれについて合計するものとします。
(地区割増料)
20．貨物の発地又は着地が、東京都(特別区に限ります。)又は、住民基本台帳に基づく人口が50万人以上の都市の場合には、所定の地区割増料を収受します。
ただし、貨物の発地及び着地が同一都市内又は隣接都市間の場合は、発地又は着地のいずれか一方についてのみ収受します。
(パレットの使用等)
21．JIS規格のパレット(荷主側の提供したものに限ります。)の使用、荷主側の積卸作業等により19の(3)の車両留置時間が短縮された場合には、短縮された時間について、車両留置料を適用した場合の金額を4及び5により計算した運賃より減じます。
(消費税及び地方消費税の加算方法)
22．(1)運賃及び料金の総額に消費税法等に基づく税率を乗じて計算します。
(2)前号により計算した金額に1円未満のは数が生じた場合は、1円単位に四捨五入します。
(計算の順序)
23．運賃及び料金の計算は、次の順序により行います。
①使用車両及び運送距離による運賃の計算
②割増率及び割引率の適用の計算
③上下それぞれ10%幅の適用計算
④5による運賃のは数処理
⑤パレット使用等による減算
⑥諸料金(は数処理を含む)の計算
⑦22による加算の計算
⑧実費の計算
(実費負担)
24　次項に定める荷役費用及び荷主の要求により要する次に掲げる費用は、実費として収受します。
(1)有料道路利用料
(2)架装費用
(3)その他運送に関連して求められるサービスに対する費用
25．荷主の要求により行う品代金の取立て、荷掛金の立替え、貨物の荷造り、仕分、保管、検収及び検品、横持ち及び縦持ち、棚入れ、ラベル貼り、はい作業その他の附帯業務に伴う費用は、実費として収受します。
26．フェリーボート利用料(自動車航送船利用料)
運送区間中にフェリーボートを利用して運送する場合には、次の式により算出した金額を収受します。
{使用車両の航送料(助手に係る旅客運賃を含む)+航送期間中の固定費(1時間当り待機時間料相当額×航送所要時間)}×2
(その他)
27．この運賃及び料金の適用に関して、この適用方に定めのない事項については、法令に反しない範囲で、当事者間の取り決め又は慣習によるものとします。

(2)．時間制運賃料金適用方

(運賃料金計算の基本)
1．この運賃及び料金は、距離制運賃によることを適切としない運送又は荷主との契約で、これによることとした運送に適用します。
2．この運賃及び料金は、使用車両及び時間制の別(8時間制又は4時間制の別)ごとに計算します。
(キロ程及び時間の計算)
3．走行キロ及び作業時間の計算は、使用車両が荷主の指定した場所に到着したときからその作業が終了して車庫に帰着するまでについて行います。
(従業員)
4．運送に従事する従業員の数は、1車につき1人とします。
(距離制運賃料金適用方の準用)
5．距離制運賃料金適用方の1、2、4、5、7、10から16、22から27までは時間制運賃料金を適用する場合に準用します。